

## 「県が締結する契約に関する条例」の検討結果について

## 【概要】

「県が締結する契約に関する条例」の見直しについて、令和 2 年 11 月 25 日に岩手県契約審議会から「当面、現状維持とすることが適当」との報告があり、これを踏まえ、県として、本条例については「当面、現状維持」とするとともに、今後も社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、必要に応じて条例の見直しについて検討していくこととしたもの。

## 1 検討の趣旨

「県が締結する契約に関する条例」（平成 27 年岩手県条例第 35 号。以下「県契約条例」という。）は、県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的に制定したところである。

県契約条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行されており、県契約条例附則第 2 項により、「知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされている。そのため、岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）において、条例の施行状況について下記の 4 つの論点を整理し、検討した。

- (1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。
- (2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。
- (3) 特定受注者からの報告事項等は適切か。
- (4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。

審議会における検討結果が『県が締結する契約に関する条例の検討結果に係る報告書』（概要については別紙参照）として取りまとめられ、令和 2 年 11 月 25 日に審議会（熊谷隆司会長）から県（戸館商工労働観光部長に）提出されたことを受け、県としての対応方針を整理した。

## 〔県契約条例第 9 条〕

適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## 〔県契約条例附則第 2 項〕

知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 2 県契約条例の施行状況に係る県の検討結果

報告書を受けて、県として検討・整理した結果は以下のとおり。

### (1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲について

条例に基づく報告制度の対象となる特定県契約については、報告制度の履行の観点から一定数の確保が必要である。

工事請負契約の今後の件数については、東日本大震災津波からの復旧・復興工事は今後減少が見込まれるが、自然災害の発生状況にも左右されることから件数を見込むことは現時点で難しい。また、業務委託契約及び指定管理協定については、今後も現状の件数と同水準で推移することが見込まれ、運用に支障が無いと想定される。

このことから、特定県契約の範囲は当面、現状維持とする。なお、工事請負件数の推移を把握しながら、必要な検討を行っていく。

### (2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲について

最低賃金及び社会保険加入について、特定受注者から違反の報告はなく、関係法令遵守は確保されているものと考えられることから、当面、現状維持とする。なお、働き方改革関連法の定着状況を確認しながら、必要な検討を行っていく。

### (3) 特定受注者からの報告事項等について

最低賃金及び社会保険加入に係る違反の報告はなく、現行の報告制度により実効性が担保されていると考えられることから、当面、現状維持とする。なお、受注者等の責務として法令遵守を求める範囲の検討と併せて、必要な検討を行っていく。

### (4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるかについて

現段階では具体的な基準を定めることが困難であることから、当面、現状維持とする。なお、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体における措置状況等を継続的に把握し、必要な検討を行っていく。

## 3 今後の対応について

社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、必要に応じて条例の見直しについて検討していく必要があることから、令和3年度以降も継続的に審議会を開催し、特定受注者から報告される賃金の状況や他の自治体における取組状況等について、審議会に定期的に報告し、必要な検討を行っていく。

## 『県が締結する契約に関する条例の検討結果に係る報告書』の概要

## 1 検討の概要

岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）では、平成30年8月以降、令和2年5月まで4回にわたる協議・検討の中で、県契約条例の施行状況の検討に係る論点の設定と当該論点に係る検討を行った。

論点については、国の動向等の社会情勢、他県の状況、過去の審議会等での意見等を考慮し、下記の4つを論点として整理のうえ、検討が行われた。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。</li> <li>(2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。</li> <li>(3) 特定受注者からの報告事項等は適切か。</li> <li>(4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。</li> </ul> |
|---|

## 2 各論点に係る検討について

4つの論点については、審議会において以下の検討が行われたところ。

## (1) 「条例で規定する特定県契約の範囲は適切か」（論点1）

特定県契約の対象となる工事請負契約、業務委託契約及び指定管理協定の規模については、

- ・ 対象となる契約件数の確保は必要
- ・ 復旧・復興工事の進展に伴い、大規模な工事請負契約の件数は減少していくことが見込まれるが、自然災害の発生状況にも左右されるため、中期的に件数を見込むことは困難
- ・ 対象となる工事請負契約件数の推移等を把握しながら、一定期間後に再度検討してはどうか。
- ・ 業務委託契約及び指定管理協定については、今後も同水準で推移することが見込まれ、制度運用上支障はない。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

## (参考) 特定県契約の範囲

工事請負契約 予定価格5億円以上

業務委託契約 予定価格3千万円以上

指定管理協定 委託料上限額又は委託料の額3千万円以上

## (2) 「受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か」（論点2）

県契約の履行に当たって受注者等に法令遵守を求める法令の範囲については、

- ・ 働き方改革関連法による労働時間に関する法制の見直しについて重要視すべき。
- ・ 産業医の機能強化等の改正が行われた労働安全衛生法について、遵守すべき法律に加えても良いのではないかと。
- ・ 最低賃金及び社会保険加入について違反の報告はないため、現状維持とすべき。
- ・ 働き方改革関連法の定着の動向を見ながら、今後措置等を検討していくべき。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

(参考) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲

最低賃金法 (最低賃金以上の賃金支払)

健康保険法 (資格取得に係る届出)

厚生年金保険法 (資格取得に係る届出)

国民健康保険法 (資格取得に係る届出)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (保険関係成立の届出)

雇用保険法 (被保険者の届出)

### (3) 「特定受注者からの報告事項等は適切か」(論点3)

県契約の受注者等に求めている法令遵守事項に係る特定県契約の受注者からの報告の範囲については、

- ・ 報告項目を増やすより、対象件数を確保することが重要
- ・ 最低賃金の支払や社会保険等の加入に係る違反の報告はなく、現行の報告制度により実効性が担保されているのではないか。
- ・ 特定県契約の受注者から負担軽減を求める申入れ等はなく、負担は許容範囲内と判断できる。
- ・ 報告事項を増やすと特定受注者の負担が大きくなる。

等の意見があり、「当面、現状を維持することが適当」とされた。

(参考) 特定県契約の受注者からの報告について

- ・ 報告対象とする特定受注者の選定に当たって、恣意的にならないよう、ガイドライン等で具体的な手順を定めている。
- ・ 各契約について契約時期から一定の期間 (工事請負契約については3か月程度、業務委託契約・指定管理協定については6か月程度を目安) を置き、下請負者や再委託先も含めた労働者の社会保険加入状況、賃金の額について報告を求めている。

### (4) 「受注者等の責務として報酬下限額を設けるか」(論点4)

受注者の責務としての報酬下限額について、条例に規定するかどうかについては、

- ・ 賃金は、労使双方の交渉によって決めるのが原則
- ・ 労働組合の立場としては、規定を設けることについて前向きに検討して欲しい。
- ・ 企業によって労働条件が異なるなかで、報酬下限の設定は技術的に難しい。
- ・ 報酬下限額を設定するのであれば、説得力のある金額である必要がある。
- ・ 現段階で条例に盛り込むことが難しいことは理解するが、引き続き検討を続けてほしい。

等の意見があり、「現段階では具体的な基準を定めることは困難であることから、当面、現状維持とし、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の状況等を把握しながら、必要に応じ検討することが適当」とされた。

## 3 今後の検討について

県契約条例の施行状況の検討項目(論点)については、上記検討のとおり、いずれも「当面、現状を維持することが適当である」との結論がまとめられたほか、「今後も社会経済状況の変化や条例の運用状況等を踏まえて、必要があれば見直し等の対応を検討していく必要がある」との認識が示された。